

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会「暮らしのサポートセンター」
運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、高齢や障害等により適切な判断が困難な者が地域で安心して自立した日常生活が送れるように社協暮らしのサポートセンター（以下「センター」という。）を設置することにより市民及び会員の権利又は財産を擁護することを目的とする。

（設置場所）

第2条 センターの設置場所は、次のとおりとする。

筑紫野市岡田三丁目1番地1（筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」）

（運営主体）

第3条 センターの運営は、社協が行う。

（実施する業務）

第4条 センターは、第1条の目的を達成するために次のサービスを実施する。

（1）福祉あんしん相談（無料）

- ア 福祉サービス利用についての情報提供及び助言に関する事。
- イ 福祉サービス利用についての苦情解決制度の利用援助に関する事。
- ウ 高齢者や障害者に関わる権利擁護の相談に関する事。
- エ 福祉に関するお困りごとを持つ市民の相談に関する事。

（2）手続代行サービス（会員対象・有料）

- ア 福祉サービス利用料の支払に関する事。
- イ 公共料金、医療費、家賃等の支払に関する事。
- ウ 年金及び福祉手当の受領手続に関する事。
- エ 日常生活に必要な預金払戻しに関する事。

（3）財産保全サービス（会員対象・有料）

年金証書、定期預金等の通帳、銀行印、実印、権利証、契約書類、保険証書等について社協の金庫又は、契約する金融機関金庫への預かり保管に関する事。

（4）成年後見制度利用支援サービス（無料）

- ア 成年後見制度の説明、必要な費用及び手続についての情報提供並びに制度利用についての相談に関する事。
- イ 成年後見制度利用を具体的に検討されている方への専門機関紹介に関する事。

ウ 法人成年後見人、保佐人及び補助人に関すること（「法人成年後見業務等」については別に定める。）

(5) 見守りサービス（会員対象・無料）

定期又は随時の訪問による声掛け及び安否確認

（会員の資格）

第5条 センターが実施する前条第2号、第3号及び第5号のサービスを利用できる会員とは、筑紫野市に在住し、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会会員規程（昭和60年4月1日施行）第3条第2項第2号に規定する賛助会員に1口（年額2,000円）以上加入する者であり、且つ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 難病疾患患者
- (6) その他、前号に準ずると認めた者

2 前条第1号及び第4号に規定するサービスについては、社協の会員に限定せず、広く市民の利用を受け入れる。

（利用料金）

第6条 第4条第2号の手續代行サービス及び第3号の財産保全サービスの提供を受けた者は、別表に定める利用料を支払うものとする。

2 前項に定める利用料を支払うことが困難であると会長が認めるときは、当該利用者の申請に基づき、免除することができる。

（運営審議会）

第7条 センターの事業を行うに当たって、専門性及び第三者性をもって適切な事業運営及び問題解決を図るために運営審議会を設置する。

2 運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区 分	利 用 料
手続代行サービス	1, 0 0 0 円（月額）
財産保全サービス	6, 0 0 0 円（年額）
	5 0 0 円（月額）

※財産保全サービスは基本的に年払いとし、年度途中からの利用の場合には
契約締結月から年度末までの月数に月額（500 円）を乗じた金額とする。

担 当	担当の長	課 長	次 長	局 長	会 長

く り よ う も う し こ み し ょ
「暮らしのサポートセンター」 利用 申 込 書
し ん き け い ぞ く
(新規・継続)

し や か い ふ く し ほ う じ ん ち く し の し し や か い ふ く し き ょ う ぎ かい
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会
かい ち ょ う た け だ せ い じ さ ま
会 長 竹 田 征 治 様

し や き ょ う さ ん じ ょ か い い ん え ん ね ん が く か に ゆ う く
社 協 賛 助 会 員 (2,000円／年額) に加入し、暮らしのサポート
センターのサービス利用を下記のとおり 申 込 みます。

き
記

もう し こ み へ い せ い ね ん が つ に ち
申 込 日 : 平成 年 月 日

かな	
し 氏 め い 名	い ん 印
じ ゅ う 住 し ょ 所	ち く し の し 筑紫野市
で ん わ ば ん ご う 電話番号	()
せい ね ん が つ び 生年月日	☐ 大 正 ね ん が つ に ち う ま れ さ い 歳 ☐ 昭 和 年 月 日 生 () ☐ 平 成 へ い せ い
もう こ 申し込む サービス	☐ 手 続 代 行 サ ー ビ ス ・ ・ ・ 利 用 料 1, 0 0 0 円 (月 額) ☐ 財 産 保 全 サ ー ビ ス ・ ・ ・ 利 用 料 6, 0 0 0 円 (年 額) ☐ 見 守 り サ ー ビ ス ・ ・ ・ ・ 利 用 料 無 料
び 備 こう 考	

担 当	担当の長	課 長	次 長	局 長	会 長

く り よ う か い や く し ょ
「暮らしのサポートセンター」 利用解約書

しゃかいふくしほうじん ちくしのししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会
かいちょう たけだせいじさま
会長 竹田 征 治 様

く り よ う も う し こ へいせい ねん
暮らしのサポートセンターのサービス利用 申 込 み (平成 年
がつ にち) をしておりますが、か き かいやく
月 日) 下記のとおり解約いたします。

き
記

もうしこみ び へいせい ねん つき にち
申込日：平成 年 月 日

か な	
し 氏 氏 名	いん 印
じゅう 住 所	ちくしのし 筑紫野市
でんわばんごう 電話番号	()
もうしこみ 申 込 込 込 申 込 込 込 た サービス	☐ てつづだいこう 手続代行サービス ☐ ざいさんほぜん 財産保全サービス ☐ みまも 見守りサービス
かいやくりゆう 解約理由	